

瑞穂市ウエディング写真撮影支援金のお知らせ



婚姻をした、又は予定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により結婚式等を断念せざるを得ない夫婦等のはじめてのウエディング写真撮影を支援します！

支給対象者

次の条件すべてに該当するかた

- 令和2年4月16日の緊急事態宣言以後に婚姻をした、又は予定しているが、新型コロナウイルス感染症を理由に結婚式等が実施できておらず、また令和4年2月28日までに結婚式等を実施する予定がないかた。
- 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに別で定める市内の登録事業所でカメラマンによる婚礼用衣装を着用したウエディング写真を初めて撮影するかた。
- 申請者又は配偶者等が、申請日時点において瑞穂市に住民登録及び居住実態があるかた。
- 申請者又は配偶者等が、ウエディング写真撮影を実施した日から、1年以上瑞穂市内に住民登録及び居住実態がある予定のかた。
- 配偶者等を含め、過去に支援金の支給を受けたことがないかた。
- 配偶者等を含め、暴力団員でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係がないかた。
- 瑞穂市が支援金の審査をするにあたり、住民記録情報のうち、氏名、住所、住所を定めた年月日を確認すること及びウエディング写真撮影をした事業所に確認することについて同意できるかた。

支給額
最大

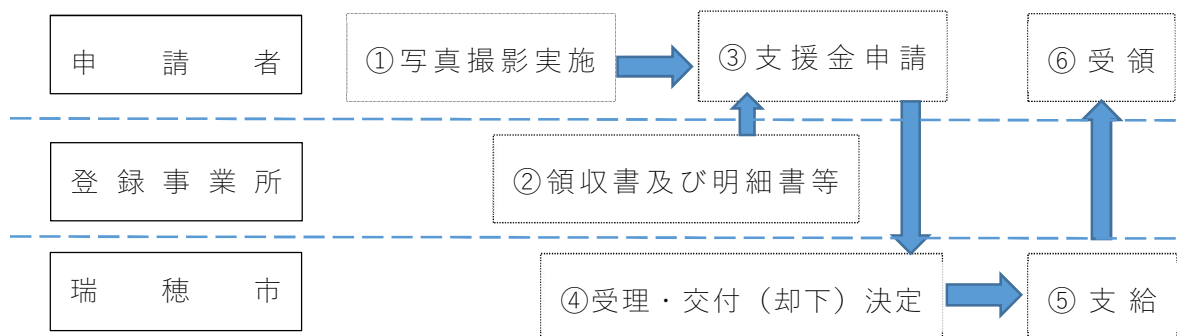
5 万円

※予算がなくなり次第終了

支給対象経費

撮影料、会場使用料、貸衣装代、ヘアメイク・着付け・小物等その他のウエディング写真撮影の実施に直接必要な経費及びデータ・写真購入代のうち、登録事業所に直接支払いを行った経費（※衣装購入費、親族の貸衣装代等は支給対象経費となりません。）

支給の流れ



提出書類

- ①瑞穂市ウエディング写真撮影支援金申請書兼請求書
- ②申請者の住民票（申請者分のみで可。世帯全員の写しは不要）※申請日前3か月以内に発行されたもの
- ③ウエディング写真撮影に要した経費の内訳が分かる領収書及び明細書等の原本（必ず市内の登録事業所のものであること）
- ④振込先口座確認書類（申請者名義の通帳の口座等情報が確認できる部分の写し）

申請方法

郵送または持参による

受付期間

令和3年8月2日（月）～令和4年3月15日（火）必着

※予算がなくなり次第終了

問い合わせ先

瑞穂市役所 企画部 総合政策課
〒501-0293 瑞穂市別府1288番地
TEL：058-327-4128
メール：sougou@city.mizuho.lg.jp